

お知らせ

平成25年3月13日
伊方原子力発電所環境安全管理委員会
(原子力安全対策推進監)

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱の改定及び 専門部会委員の指名について

伊方原子力発電所環境安全管理委員会では、これまで伊方原子力発電所周辺の環境放射線モニタリング結果や発電所の安全確保対策等について確認を行ってきましたが、さらに安全確認の体制を強化するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱を改正し、これまでの技術専門部会を環境専門部会と原子力安全専門部会に再編しましたのでお知らせします。

また、これに伴い、会長が環境専門部会と原子力安全専門部会の委員を指名しましたので、併せてお知らせします。

なお、専門部会委員については、これまでも、専門性を重視するとともに中立的な立場の方に就任いただいておりますが、中立性をより適切に確保するため、県としても、指名にあわせ、四国電力等との利益相反についての自己申告を求め、問題ないことを確認しております。

別紙1 伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱及び新旧対照表

別紙2 伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会及び原子力安全専門部会委員の指名について

別紙3 専門部会委員の利益相反について

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱

(目 的)

第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。

- (1) 環境監視の方法（緊急時に係るものを含む。）
- (2) 環境放射線等の調査測定結果
- (3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況
- (4) 発電所の主要な施設の設置、変更等に係る安全対策
- (5) 発電所の保守及び運転に係る安全対策
- (6) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、委員31人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、これらの専門部会の所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

環境専門部会	第2条第1号、第2号、第3号（放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。）及び第6号の任務に関する技術的事項
原子力安全専門部会	第2条第3号（放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(部会長)

第7条 専門部会に部会長1人を置く。

- 2 部会長の選任は、専門部会を構成する委員の互選による。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、専門部会を構成する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 5 部会長は、専門部会の審議結果を委員会に報告するものとする。

(会 議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門部会の会議は、会長の指示により部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務の処理)

第9条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所(以下「発電所」という。)周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。</p> <p>(1) 環境監視の方法(緊急時に係るものを含む。)</p> <p>(2) 環境放射線等の調査測定結果</p> <p>(3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況</p> <p><u>(4) 発電所の主要な施設の設置、変更等に係る安全対策</u></p> <p><u>(5) 発電所の保守及び運転に係る安全対策</u></p> <p><u>(6) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項</u></p> <p>(委員会)</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>31人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が<u>任命し</u>、又は委嘱する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 委員は、<u>再任される</u>ことができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。</p> <p>3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所(以下「発電所」という。)周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。</p> <p>(1) 環境監視の方法</p> <p>(2) 環境放射線等の調査測定結果</p> <p>(3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況</p> <p><u>(4) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項</u></p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>29人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が<u>任命</u>、又は委嘱する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 委員は、<u>再任する</u>ことができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。</p> <p>3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。</p>

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧				
<p>(専門部会)</p> <p>第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、これらの専門部会の所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 408 1088 663"> <tr> <td data-bbox="159 408 376 536">環境専門部会</td> <td data-bbox="376 408 1088 536">第2条第1号、第2号、第3号(放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。)及び第6号の任務に関する技術的事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 536 376 663">原子力安全専門部会</td> <td data-bbox="376 536 1088 663">第2条第3号(放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。)、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項</td> </tr> </table> <p>2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(部会長)</p> <p>第7条 専門部会に部会長1人を置く。</p> <p>2 部会長の選任は、専門部会を構成する委員の互選による。</p> <p>3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の事務を掌理する。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、専門部会を構成する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>5 部会長は、専門部会の審議結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 専門部会の会議は、会長の指示により部会長が招集し、部会長が議長となる。</p> <p>(事務の処理)</p> <p>第9条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。</p>	環境専門部会	第2条第1号、第2号、第3号(放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。)及び第6号の任務に関する技術的事項	原子力安全専門部会	第2条第3号(放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。)、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項	<p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 委員会に、技術専門部会(以下「専門部会」という。)を置く_____。</p> <p>2 専門部会は、会長が指名する委員及びその他会長が適当と認める者をもって構成する。</p> <p>3 専門部会は、委員会の任務のうち、技術的事項を所掌する。</p> <p>(部会長)</p> <p>第8条 専門部会に部会長1人を置く。</p> <p>2 部会長の選任は、部会_____を構成する委員の互選による。</p> <p>3 部会長は、部会_____を代表し、部会_____の事務を掌理する。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、_____部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>(事務の処理)</p> <p>第9条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。</p>
環境専門部会	第2条第1号、第2号、第3号(放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。)及び第6号の任務に関する技術的事項				
原子力安全専門部会	第2条第3号(放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。)、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項				

**伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会及び
原子力安全専門部会委員の指名について**

会長から、伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱第6条第2項に基づき、環境専門部会及び原子力安全専門部会委員を次のとおり指名しましたので、お知らせします。

1 原子力安全専門部会委員

氏名	職名	選任分野
宇根崎 博信	京都大学原子炉実験所教授	原子炉工学
岡村 未対	愛媛大学大学院理工学研究科教授	地盤工学
高橋 治郎	愛媛大学教育学部教授	構造地質学
奈良林 直	北海道大学大学院工学研究科教授	原子炉工学・原子炉安全工学
濱本 研	愛媛大学名誉教授	放射線医学
森 伸一郎	愛媛大学大学院理工学研究科准教授	地震工学・防災工学
吉川 榮和	京都大学名誉教授	原子炉計測制御・人的要因
渡邊 英雄	九州大学応用力学研究所准教授	原子炉材料

2 環境専門部会委員

氏名	職名	選任分野
池内 嘉宏	日本分析センター理事放射能分析業務部長	環境放射能・原子力防災
宇根崎 博信	京都大学原子炉実験所教授	原子炉工学
古賀 妙子	元近畿大学原子力研究所教授	環境放射線工学
辻本 忠	電子科学研究所専務理事	放射線安全管理学
藤川 陽子	京都大学原子炉実験所准教授	環境工学・保健物理学
望月 輝一	愛媛大学大学院医学系研究科教授	放射線医学・核医学
山本 民次	広島大学大学院生物圏科学研究科教授	水圏環境学

専門部会委員の利益相反について

専門部会委員については、これまでも、専門性を重視するとともに中立的な立場の方に就任いただいておりますが、中立性をより適切に確保するため、県としても、指名にあわせ、原子力規制委員会が行っている調査を参考に四国電力等との利益相反についての自己申告を求め、問題ないことを確認しております。

1 申告内容

- (1) 申告対象期間における四国電力株式会社等*の役員、従業員等の経歴
- (2) 申告対象期間における四国電力株式会社等からの、個人として、1年度あたり1事業者（団体）につき50万円以上の報酬等の受領
- (3) 申告対象期間における個人の研究又は所属する研究室等に対する四国電力株式会社等からの寄附等（委託・請負事業、共同研究を含む）

※ 「四国電力株式会社等」は、次のとおり

- ① 四国電力株式会社及びその子会社
- ② 伊方発電所の製造事業者及びその子会社
- ③ 上記①及び②と同じ業種の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が同業者である団体

2 申告対象期間

申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日まで

3 県の確認内容

- 申告内容の(1)及び(2)について、該当しないことを確認する。
- 申告内容の(3)について、該当の有無を確認する。